

仕組預金（BANK専用・満期日繰上特約付定期預金）規定

この規定は、当行のBANK（BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称します。）に口座をお持ちの個人のお客さま向けの仕組預金（BANK専用・満期日繰上特約付定期預金）について、当行の取扱いを記載したものです。

1. (商品性)

- (1) この預金は、当行が指定した複数の中間利払日のうちいずれかを、当行が満期日として選択する権利（以下「満期日選択権」といいます。）を有する定期預金です。
- (2) この預金の商品性については、この規定のほか、当行所定の商品概要説明書をご覧ください。この預金については、通帳・証書等は発行されません。
- (3) この預金のお預け入れの対象となるお客さまは、次の各要件を全て満たす必要があります。
 - ①BANK 普通預金口座をお持ちのお客さま
 - ②お預け入れ時点で満 18 歳以上 70 歳未満のお客さま
 - ③お預け入れ時点で日本国内に居住するお客さま
 - ④その他当行が定める所定の要件を満たすお客さま

2. (預け入れの可否等)

- (1) この預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項を十分に理解し、自己の判断と責任において申し込んでください。
- (2) この預金は、預け入れの都度、あおぞらインターネットバンキングにより申し込んでください。預け入れの可否については、当行の判断に従うものとします。この預金については、原則、当行本支店窓口でのお預け入れはできません。
- (3) この預金の預け入れについては、別途当行が定める最低金額及び単位によるものとします。なお、当行は、お客さまが預け入れを行うことのできる金額の上限を設ける場合があります。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金の満期日は、当行の満期日選択権の行使・不行使の区分に応じ、次のいずれかになるものとします。
 - ①当行が満期日選択権を行使した場合
あおぞらインターネットバンキング「仕組預金（適用利率照会）」画面（以下、「取引画面」といいます。）上に表示する複数の満期日繰上判定日（各々以下「満期日繰上判定日」といいます。）のいずれかにおいて当行が満期日選択権の行使を決定したときは、直後の中間利払日がこの預金の満期日となります。

②当行が満期日選択権を一つも行使しなかった場合

取引画面上に表示する最終利払日がこの預金の満期日となります。

(2) 満期日選択権の行使・不行使は、各満期日繰上判定日において当行が判断、決定したうえで、遅滞なく、届出のあったメールアドレスにあてて通知すること等により、行うものとしします。

(3) この預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、満期日に原則としてお客さま名義の BANK 普通預金口座に入金するものとしします。ただし、当該指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記 8. の方法により支払います。

4. (期日休日の処理)

(1) 中間利払日および満期日が営業日以外の日に該当するときは、その翌営業日を当該日としします。

(2) 前記(1)において、「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

5. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

6. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日または直前の利息支払日から利息支払日の前日までの日数およびこの預金の預入時に決定した適用利率をもとに単利にて当行所定の方法により計算し、利息支払日に支払います。

(2) 前項に定める「利息支払日」とは、次のいずれかを指します。

①この預金の満期日

②この預金の中間利払日

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における当行所定の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) 後記 7. (1) ①から④までのいずれかによりこの預金を中途解約する場合、その利息については、預入日または中間利払日から解約日の前日までの日数および約定利率等をもとに当行所定の方法によって計算した金額を、この預金とともに支払います。ただし、支払額は、後記 7. (2) の「損害金」をこの預金の元利金から控除した残額になり、損害金の金額のいかんによっては、預け入れ時の払込金額を下回ることがあります。

(5) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合、この預金の利息は、預入日（満期日以外の利息支払日がある場合は直前の中間利払日）におけるスーパー定期（ただし、期間は、この預金の預入日から預け入れ時の満期日までの日数と同一の期間と

し、同一の期間がないときは当該期間を上回らない当該期間に最も近い期間とします。以下同じです。)の店頭表示利率によって計算し、預金保険法その他適用ある法令等の定める保険金の額その他の条件の範囲内で、当行所定の方法により計算しこの預金とともに支払います。

(6)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (中途解約)

(1)この預金は、次の各場合を除き、満期日前の中途解約ができません。

①預金者につき相続の開始があったとき。

②預金者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。

③預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。

④前記①から③までのほか、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を中途解約するとき。

(2)前記(1)①から④までのいずれかによりこの預金を中途解約する場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの期間に対応する、この預金に内蔵されたデリバティブの再構築額等を当行所定の計算により算出し、その算出額を「損害金」としてこの預金の元利金から控除して残額(損害金の金額のいかんによっては、預け入れ時の払込金額を下回ることがあります。)を支払います。

8. (預金の解約)

この預金を前記3.(3)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書等を提出してください。

9. (決定事項)

この預金の条件として用いられる利率、レート、通貨、指標、市場価格等は、当行が市場実勢に基づき合理的に決定するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は預入日（満期日以外の利息支払日がある場合は直前の中間利払日）におけるスーパー定期の店頭表示利率、満期日以後の期間は当行所定の利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所、メールアドレスにあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (免責等)

災害、事変、市場の停止・混乱等不可抗力な事由または当行の責めによらない事由により、前記9.の条件等の決定が困難となった場合には、この預金の取引を停止することがあります。

13. (準拠法、裁判管轄権)

- (1)この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2)この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14. (規定の準用)

この預金取引に関し、この規定に定めのない事項については、BANK 取引規定等当行の他の規定の定めを準用します。

15. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2025年3月17日